

第 828 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 828 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 828 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 1 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 5 年 1 月 20 日(金) 午後 1 時 30 分から 午後 3 時 15 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について

日程第 9 議案第 6 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 10 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 11 議案第 8 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について

4 出席委員 (11 名)

1 番 佐藤 武士 君 2 番 菅 川 正 君

3 番 高橋 伸夫 君 5 番 横 沢 一 則 君

6 番 玉山 泉 君 7 番 佐藤 廣志 君

8 番 工藤 姫子 君 9 番 藤原 和夫 君

10 番 滝浦 新悦 君 11 番 中 村 成志 君

12 番 岡 市 充 司 君

5 欠席委員 (1 名)

4 番 百 濟 和 至 君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 藤 根 あけみ 君

事務局次長 工 藤 信 吾 君

主任 横 沢 三重子 君

農政課長 浦 田 文 伸 君

農政課副課長
農政課主任

工 藤 睦 君
三ヶ森 誠 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 828 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆さんご苦労様です。令和 5 年最初の農業委員会総会となりますので、委員の皆様改めて明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りいたします。

今年の正月は新型コロナウイルスも少し落ち着きまして静かなお正月だったと思いますが、ここにきて今年はインフルエンザが全国的に大流行の兆しが見えているようです。

ワクチン接種をすれば重症化しにくいようですが、コロナウイルス同様感染力が非常に強く注意が必要と言われております。今年の冬は寒さが一段と厳しく、雪も日本海側や北海道よりは多くはないのですが、注意が必要です。すぐそこに 10 年に一度クラスの寒気が来てるようですので正月は雪払いしなくても良かったと思いましたが、ここに来て毎日しなければならぬような兆しも見えています。我々農業者にとっては天候の安定が一番大事です。是非、穏やかな 1 年であってほしいと思います。また、コロナとの関連もありますが、今年是人・農地プランの実質化に向けての実施計画の作成のため、地域懇談会の開催など具体的な行動がまとめられる年になると思います。また今年も改選期であります。委員の皆様には引き続き委員としての活動を期待しておりますが、今後も委員各位のご協力をいただきながら進めて参りたいと思いますので、これまでと同様、今年もよろしくお祈りいたします。それでは、本日の総会審議よろしくお祈りいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第 9 条により、会長が議長に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、4 番、百済和至委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求

めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において2番 菅川正委員、3番 高橋伸夫委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が25件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをお開きください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について、通知が4件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について、届出が12件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第3号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について、通知が9件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案7ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、1月17日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。農地法第3条の許可要件については、お手元に配布されている農地法第3条調査書の要件を審査しております。

付議番号1番は、譲渡人の■■■■■さんが相続で取得した農地を、親戚である■■■■■さんに購入を依頼したものであります。■■■さんは、生産組合に加入しており、作業委託を含めて耕作管理を行う予定とのことです。

付議番号2番、3番は、空家バンクに登録された家と隣接している農地を取得しようとするものです。

付議番号2番の譲受人である■■■さん家族は、取得した農地で自家用野菜を作付けする予定です。現在、妻と子の4人家族ですが、将来は、町外で兼業農家を営んでいる■■■さんの父母との同居を考えているため、本人と妻、父母の4人で耕作をする予定です。

付議番号3番の譲受人である■■■さんも空家バンクに付随した農地を取得し、農地では、自家用野菜を栽培して、本人が関わっているNPO法人に野菜を提供したいという考えがあり、知人の手伝いも含めて農地の管理を行う予定とのことです。

以上につきまして状況については調査書に記載されています。農地調整小委員会での審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしく願います。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案8ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読)

本案件につきましては、1月17日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は1月25日公告予定です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番(工藤姫子君)

議案第2号、農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、新規6件、更新57件の審議です。

付議番号1番は、今まで耕作していた田の一部を合意解約し、契約内容を見直したものです。耕作管理はこれまで通り問題がないと思われま

す。付議番号2番は、これまで耕作を依頼していた方が体調不良で耕作できなくなり、■■■さんに依頼したものであります。■■■さんは地域の中心経営体である■■■■■さんの経営を継承している息子さんであり、問題がないと思われま

す。付議番号3番と4番は組田になっています。3番の■■■さんは■■■さんに耕作を依頼していましたが、■■■さんが体調不良で耕作ができなくなったため、地域の中心経営体である株式会社■■■■■■■に依頼するものです。

付議番号5番は、これまで耕作を依頼していた方の耕作面積が拡大し、通作が難しくなったことから、■■■さんに依頼するものです。■■■さんは農機具一式を所有する認定農業者であるため、耕作管理には問題がないと思われま

す。付議番号6番は、高齢のため耕作できなくなった■■■さんが、近所の■■■さんに耕作を依頼するものです。■■■さんは農機具一式を所有しており耕作管理には問題がな

いと思われま。

付議番号7番から17番は代替わりにより新規契約となったもの、付議番号18番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に ■番 ■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案16ページと調査資料の7ページに農業地図を掲載しております。議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、1月17日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は1月25日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農

地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、■■■■委員が譲受人となる農用地利用集積計画の審議です。

譲渡人である■■■■さんは、相続によって農地を取得しましたが、農地の管理ができないため、親戚である■■■■委員に購入を依頼したものであります。■■■■委員は地域の中心となる経営体で、今後も良好な耕作が期待できると思われれます。

農地調整小委員会では、本会の案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定めた要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案に同意することと決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

調査資料は 8 ページになります。議案第 4 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましても農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は 1 月 25 日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願ひます。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 4 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、相続で農地を取得した■■さんが町外に在住しており農地の管理ができないため、これまで当該農地を耕作していた■■さんに農地の購入を依頼したものです。■■さんは、認定農業者で当該農地の耕作者であり、問題がないものと思われま

す。付議番号2番は、当該農地は組田であり、■■さんが耕作しており、農地の集約のため■■■さんが売買手続きを勧めたものです。■■さんは、自己完結型の農業をしており問題がないものと思われま

す。農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定めた要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案19ページになります。議案第5号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、1月17日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は1月25日に公告予定です。本会のご審議よろしくお願

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願

います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第5号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認に

ついて、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

今回提案された集積計画は、農地の保全と地域内の担い手育成を図るため、農地中間管理事業で農地の貸借を行うものであり、所有者から農地を借入れ、農業者へ転貸するものであります。転貸をするのは岩手県知事から農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人岩手県農業公社であります。

付議番号1番と2番の利用権設定を受けるのは、農事組合法人■■■■であります。

1番の■■さんの農地は、以前から■■■■が耕作をしており、貸借期間が満了となったことから、契約を更新する機会に中間管理権を設定するものです。

2番は、当該農地を耕作していた方が規模縮小するため、貸借期間満了に伴い中間管理権を設定するものです。

付議番号3番は、農業を廃業する■■■さんが、所有する農地の貸付を希望したものです。

当該農地の転貸を受ける農事組合法人■■■■、及び■■さんは、農地中間管理事業の借受け希望者として登録された地域の中心となる優良な農業経営体であり、営農継続性が認められていることから問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第9 議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案書は21ページをご覧ください。申請件数は2件です。また、別添調査資料は10ページから13ページになります併せてご覧ください。

（議案書朗読）

本件につきましては、1月17日に現地調査を実施しております。当該証明書の可

否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

2 番委員。

○2 番（菅川正君）

調査は令和 5 年 1 月 17 日に午前 9 時より、橘推進委員、佐藤推進委員、事務局、そして私の 4 名での調査でした。

付議番号 1 は、願円寺境内の入り口で経緯等にもあるとおり 20 年以上も駐車場として利用されており、特に問題がないものとなっております。

付議番号 2 番は、古館の第二分団第一部の屯所の近くで、調査時にリフォームの最中であり、周辺の状況から農地に影響を与えるものはないと判断しました。経緯等につきましては詳細をお目通し願います。以上が調査結果であります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案書は 22 ページをご覧ください。申請件数は 3 件です。また、別添調査資料は 14 ページから 20 ページをご覧ください。

（議案書朗読）

本件につきましては、1 月 17 日に現地調査を行っております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

2 番委員。

○2 番（菅川正君）

議案第 7 号につきましては、議案第 6 号と同日に調査したものであり、日時等につきましては省略をさせていただきます。

付議番号 1 について、現況は岩手中央農協紫波支所の東側、交差点近くの道路沿いで、周辺に水田等はなく、畑地として利用されております。農作物の栽培に影響を与える可能性はなく、第 3 種農地でもあり、特に問題なしと判断しております。

付議番号 2 は、国道 4 号線沿いの五郎沼の東側、過去のパチンコ店に隣接しており、合筆による第 3 種農地でもあり、倉庫建設としては広い労働を目指せるようにと、また水田に影響を与えることもないと判断されました。

付議番号 3 番、付議番号 2 番に隣接し、国道沿いで第 1 種農地ですが、説明があったとおり開発にあたり、隣接地との一体土地利用であり、特に問題なしと判断されました。以上が調査結果です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 7 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。再開は 2 時 40 分とします。

（休憩 午後 2 時 25 分）

（再開 午後 2 時 40 分）

○議長（岡市充司君）

休憩以前にもどり、会議を再開いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 11 議案第 8 号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

ただいま議題となりました紫波農業振興地域整備計画の変更について、今回は、基礎調査による整備計画書の定期見直し、及び農用地区域の除外に対して、町長から農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議をお願いします。

なお、本日説明員として、農政課の浦田課長、工藤副課長、三ヶ森主任が出席しておりますので、詳細について説明をお願いします。

○議長（岡市充司君）

農政課から説明をお願いします。

○農政課長（浦田文伸君）

それでは農政課からご説明します。紫波農業振興地域整備計画の変更ということで計画案を作成いたしました。様々な農業者の方からアンケートをとりまして、各地区公民館を回り意見交換をさせていただきました。加えまして、パブリックコメントも実施いたしまして、その中からもご意見を反映し、つい先日農業振興地域整備計画検討委員会の方でも練りまして、作成したものでございます。ただ、まだ若干の修正等があるということですので、そのようなどころを含み、ご同意をいただきたいと思っております。基本構成は変わりません。それでは内容についてご説明いたします。

（資料説明）

内容については、担当の方からご説明いたします。

○議長（岡市充司君）

はい、工藤副課長。

○農政課副課長（工藤睦君）

それでは、私の方から資料 10 ページからについて、説明させていただきます。

（資料説明）

それでは 5 要件についてを担当の方からご説明いたします。

○議長（岡市充司君）

はい、三ヶ森主任。

○農政課主任（三ヶ森誠君）

それでは、私の方からは農地転用に伴う 5 要件に該当する農用地からの除外についてご説明いたします。

（資料説明）

○議長（岡市充司君）

農政課の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

5 番委員。

○5 番（横沢一則君）

穀物の転作をしていますが、最近畑地化ということを言われていますが、転作と畑地化は意味が違うのですか。教えていただきたい。

○議長（岡市充司君）

浦田農政課長。

○農政課長（浦田文伸君）

転作という表現ですけれども、今は生産目安という言葉に変わりました。生産目安に変わったことによって、主食用米を作る以外の作物を作ることが、畑作物と飼料用米を作るというその 2 つに分かれてきているようです。それらを合わせて転作物ということで推進させていただいているのですが、ご質問をいただいている畑地化は、その中でも畑作物だけを作り続けている田として、田でなく畑として作物を作っている田んぼに今後補助金を出すことをやめるということ畑地化の推進というものになっています。特に畑作を振興しているものにつきましては、生産目安で主食用米がこれ以上増えることが見込めないということで、田に戻すことがなく、畑地化にしていくということでもあります。このことについて、この農振計画には含まれていません。そのことについては、この後の地域計画の部分でご説明いたします。

○議長（岡市充司君）

よろしいでしょうか。

○5番（横沢一則君）

はい、わかりました。

○議長（岡市充司君）

他にありませんか。

3番委員。

○3番（高橋伸夫君）

隣の町村のことですけど、矢巾町で住宅団地や医大周辺など、大々的に工事を始めていますが、あのような大規模な案件というのは、圃場整備した農地に医大を建てた実績がありますけど、今回大規模な転用もこの5年見直しの中で位置づけて、農振を外して転用したものなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岡市充司君）

工藤副課長。

○農政課副課長（工藤睦君）

矢巾町の場合ですと、線引都市計画というところなので調整区域というのがございまして、その調整区域の市街化区域に編入した形にしたと思われまして。その場合は、具体的な計画がすでにあり、その調整が取れていたもので市街化区域に編入したものだと思われまして。紫波町につきましては、具体的な計画が現時点ではなかったもので、今回の計画には含まれておりません。今後もし、そのような計画があった場合は随時に対応していくということになります。

○議長（岡市充司君）

よろしいでしょうか。

○3番（高橋伸夫君）

はい、わかりました。

○議長（岡市充司君）

他にありませんか。

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第8号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、変更案に異議なしと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第828回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時15分 閉会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員